

日本スポーツ法学会

会報

第 10 号

発行人 伊藤 堯
編集人 小笠原正
日本スポーツ本学会事務局
〒105 東京都港区芝二丁目二七一八
芝センタービル 四階

(電話) 03-3457-7135
(FAX) 03-3457-7112

三部会合同研究会報告

平成九年度の三部会合同研究会が、七月二九日(土)早稲田大学体育局において三時間にわたり開催された。今回のシンポジウムのテーマは「スポーツ法の理念とスポーツ事故問題」であり、提言者及びテーマは、それぞれ、及川伸会員「スポーツ法の理念とスポーツ事故」、日野一男会員「スポーツ事故とルール」、宇都木伸会員「スポーツドクターと診断書」であった。

及川報告では、スポーツ法の理念を考える際の柱としてスポーツ・ルールの遵守とルール違反の場合の制裁が指摘された。そして、スポーツの社会的な存在形態として健康スポーツ、競

技スポーツ、スポーツの国際化商業主義化が挙げられた。さらには、スポーツ事故について、契約社会における自己責任及び「危険の引受け」、刑事責任、民事責任、権利放棄とそれに伴う免責という視点が強調された。例えば、アメリカの「免責同意書」が当事者間の交渉において公正に取り扱われていること、日本のプロ野球におけるデュミロ審判辞任事件をみるとスポーツ法の理念実現には問題があることが論じられた。

日野報告ではまず、スポーツルールの原初形態が身体の危険性との関係で明らかにされた。そして、ルールがエリートスポーツマンの実状に合う形で適用されており、安全面から言えば

学校体育やレクリエーションスポーツには不適当であることが指摘された。したがって、より安全面に配慮したルールの改正が必要であり、各競技団体、一般指導者、プレーヤーの間でのルール解釈の差異が意識されなければならないと述べられた。さらに、違法性阻却の側面から公認競技における事故や体育授業、クラブ練習中の事故について柔軟なルール改正の在り方が論じられた。

宇都木報告では、まず内因性のスポーツ事故について、事前のメディカルチェックが果たして効果的か否かは分からないとしつつも、その必要性は明らかであることが指摘された。また

スポーツ診断書の中身について

特に主催者の責任をめぐり安全配慮義務と不作為の違法性が問題となることが述べられた。結論として、①内科的スポーツ事故においては基本的には本人の危険の引受けを認めること、②ただし、それには本人の十分な理解と自由の確保が図られることが、③責任の三極性（本人、主催者、医師）が考慮されなければならぬことが主張された。

討論では、及川報告に対してスポーツ法の理念は安全と公正の側面から考えるべきではないかという意見や、危険引受けの原則とは何かという質問が出され、日野報告に対してもスポーツ・ルールではカバーしきれない事故対応があるのでないかとった質問がなされた。宇都木

報告に対しては、メディカルチエックがスポーツ活動のプロセスにおいてどこに位置づけられるのかという問題提起がなされた。また、全体テーマとの関わりでは、自己責任を多様なスポーツ活動形態の中でケースバイケースに応じてどのように設定すべきなのか、スポーツ活動をめぐる安全性とは何か、について活発な討論が展開された。

(中村 祐司 記)

第九回スポーツ基本法 研究専門委員会報告

平成九年六月二八日（土）、早稲田大学人間総合研究センターア会議室において、第九回スポーツ基本法研究専門委員会が開催された。参加者は一五名であつた。

今回は、「スポーツ基本法の基本原則とは何か・③」をテーマに、佐藤千春会員（朝日大学）より発表、「私法からの立場からのコメントと研究会議論の総括」が行われた。佐藤会員は、まず、基本法で

いうスポーツをするスポーツ・みるスポーツを含めたあらゆるレベルに及ぶ広義のものになると定義された。そして、基本法におけるスポーツに関する権利について、スポーツが自己決定に基づくものであることから人格権・自律権としてのスポーツの参加権が保障されるべきであるとし、国や地方自治体の権利義務関係だけでなく参加者や団体に関する規定が必要であると論じられた。スポーツの理念や倫理に関する問題についてはスポーツ団体が規定するべきであり、基本法にはあまりなじまないという考え方を示された。

次に、基本法に盛り込むべき項目について論じられた。まずプロ化に対応するために「スポーツ団体に法人格を与えるべき」であるとか、場の安全を確保する義務、保険制度の充実、安全提供義務といった「スポーツの参加者の保護を図るべき」

最後に、これらの点をふまえたスポーツ基本法の基本的大原則として、「スポーツの利益享受の保障」、「国や自治体の支援の補充性」、「スポーツの場の安全確保」を上げられた。

第一〇回スポーツ基本法 研究専門委員会報告

平成九年九月二十七日（土）

早稲田大学体育局において第一〇回スポーツ基本法研究専門委員会が開催された。出席者は二名であった。今回は、永井憲一会員（法政大学）より、学会大会におけるアピールに向けた

スポーツ基本法検討試案が提示された。

永井会員は、まず、三年間に

録制度などについて述べられた。さらに、スポーツの利益と他の利益との調整のための行政レベルの「紛争処理制度」の設置の必要性を唱えられた。そして、スポーツ固有の財源の確保や競技力向上と関連した奨学・報奨制度、用具製造業者への補助や関連研究への助成といったスポーツの一環環境の整備」を提言された。その他、ECCのアンチドーピング協定を参考に「国際協力関係」に関する規定するべきであるとされた。

最後に、これらの点をふまえたスポーツ基本法の基本的大原則として、「スポーツの利益享受の保障」、「国や自治体の支援の補充性」、「スポーツの場の安全確保」を上げられた。

が義務を負うのか、などの意見が出された。また、スポーツの理念や倫理に関する規定に消極的な点について異論が出された。スポーツ団体と法人格の問題についても、どのような規模の団体までを対象とするのかなど、さまざまな議論が交わされた。

その他、基本法とスポーツ振興法や他の関連法令とのつながりを考える必要があるといった意見も出された。

わたら研究会の活動を振り返りながら、これまでの研究会における議論の流れを説明された。そして、その成果としてスポーツ基本法検討試案を示された。検討試案は、「前文」に始まり、スポーツの「定義」、スポーツに関する「権利の保障」、スポーツの「振興」、そして「国および公共団体の義務」について規定した五つの条文で構成されていました。

提示された検討試案に対して

「立法技術に沿つて条文化される必要があるのか。要綱案のようなものでないとアピールが弱い。」といった意見が出されました。そこで、学会大会におけるアピールをどのようにするか討論した結果、本年度の学会大會では、要綱案をアピールすることで意見がまとまつた。

その後、要綱案に盛り込むべき項目について議論がなされた。議論の中で、「予算の裏付け」に関する規定や、「専任指導員制度の確立」、「国際協調」、「環境との調和」、「スポーツ団体の自主性」といった規定が要綱案に盛り込まれるべきとして出された。また、「今、スポー

ツ基本法要綱を出す根拠に関する記述は欠かせない」という意見も出された。

そして要綱案を、齋藤健司会員（神戸大学）と中村祐司会員（宇都宮大学）が中心になり作成することで合意し、散会しました。（森 浩寿 記）

第二回スポーツ基本法

研究専門委員会報告

平成九年一〇月二十五日（土）
、早稲田大学人間総合研究センターにおいて、第一回スポーツ基本法研究専門委員会が開催された。出席者は、一四名であった。

今回は、三年間にわたる研究専門委員会の活動の総括として本年度の学会大会に出されるスポーツ基本法要綱案およびアピール文の最終検討が行われた。要綱案は、齋藤健司会員（神戸大学）、中村祐司会員（宇都宮大学）が中心になって作成され、当日は、齋藤会員により提案説明が行われた。

要綱案は、前文と九（一）項目から構成されていた。第一に「スポーツに関する権利」として

制定された場合のスポーツ振興法の取り扱いについて規定している。

質疑では、まず、この要綱案について規定している。第二に「国および地方公共団体の義務」として、国や地方公共団体の役割、権利義務関係等について規定している。第三に「スポーツおよびスポーツに参加する者を様々な弊害から守ることについて規定している。第四に「スポーツ団体の権利と義務」として、団体の法人格の問題や、自由・公正・自治の確保、競技連盟の義務などを規定している。第五に「スポーツの安全」として、自己決定に基づく安全配慮、それに対する安全提供義務などについて規定している。第六に「スポーツと環境」として、自然環境や地域社会との調和について規定している。第七に「スポーツに関する国際協調」として、国際的な権利宣言の受け入れなどについて規定している。第八に「法令制定義務」として、必要な法律の制定を規定している。

第九に「スポーツ振興法との関係」として、スポーツ基本法が

制定された場合のスポーツ振興法の取り扱いについて規定している。

質疑では、まず、この要綱案をスポーツ基本法として制定へ向けてアピールするのか、あるいはこの要綱案をきっかけとしてスポーツ基本法の制定に向けて幅広く意見を求め、議論をしていくのか、この点を明確にする必要があるという質問が出された。それに対して、永井委員長から、「この要綱案を世に問うのではなく、今後他のグループとも連携を深め、さらに検討すべき点を検討し、最終的にスポーツ基本法の制定を目指す。」という説明がされた。要綱案が「三年間の委員会活動における現時点の成果」であるということを受けて、その後は、語句の修正や解釈の統一が図られた。例えば、「老人や障害者といった社会的弱者に対する記述」や「スポーツ」という言葉でカバーできるのか、レクリエーションと併記させたらどうか」といった意見が出されたが、それぞれ同様に対処された。

今回出された要綱案は、これまでの委員会議論の中ではほぼ合意を得ていた項目を取り上げて

いる。確かに、まだ議論を深めなければならないところは数多く残されているが、それは今後幅広い分野から意見を求め、議論していく中で解決されるであろう。これがきっかけとなり、早期にスポーツ基本法が制定されることが期待される。

なお、スポーツ基本法制定アピールは、本年度の日本スポーツ法学会第五回大会における総会に図られ、スポーツ基本法要綱案は、永井憲一委員長（法政大学）による基調講演の中では提示される予定である。

(森 浩寿 記)

**日本臨床スポーツ医学会
との共同研究について**

第三回共同研究会を九月一〇日学会事務所で開催した。出席者は、武者（聖マリアンナ大）、長島（聖マリアンナ大）、川久保（東大）、菅原（弁護士）、小笠原（東亜大）。分担されていた事項についてそれぞれ報告があった。①日本医師会認定

九七年六月二八日早稲田大学出席者 伊藤会長、濱野副会長、千葉、永井、井上、菅原、諒訪、小笠原。

第一議題 「新入会員に関する件」では、森田義広（板橋区水泳連盟）、浅野哲成（瀬戸西高）、齊藤洋（平成国際大学）山崎恵司（共同通信社運動部）渡部寿恵子（奈良女子大）、村沢勇（川口短期大学）以上の入会が承認された。

第二議題 「日本学術会議について」では、日本学術会議会員候補者の手続きが完了したことを報告した。

第三議題 「スポーツ基本法について」では、日本学術会議会員候補者の手続きが完了したこ

川久保）、②日本整形外科学会認定スポーツ医について（武者）③日体協公認スポーツドクターについて（菅原）。次回は一月二十四日午後一時より学会事務所において、主として、診断書の性格とスポーツ診断書の法的性格について検討する。

第3回理事会議事録

第4回理事会議事録

九七年九月二七日早稲田大学出席者 伊藤会長、濱野副会長、千葉、及川、荻原、永井、菅原、小笠原。

第一議題 「新入会員にかかる件」では、川添丈（ブリッジ法律事務所）、河野憲壯（ブリッジ法律事務所）、高野眞司（ロッテマーリング）、長島淳三（聖マリアンナ医大）、山本忠広（長野南高）、本田宗洋（東京女子体育大学）、志水淳（スキースクール）以上の入会が承認された。

第二議題 「自由研究発表希望者の件」では、第5回大会自由研究発表者を次の会員とした吉田勝光（滋賀県教育委員会）

では、委員会の経過報告を受けた。今後の委員会でモデル案を検討することとした。

「その他」では、合同部会研究会について、七月二〇日（土）早稲田大学体育局において開催することを決定し、次回理事会を九月二七日早稲田大学で開催することを決定し閉会した。

第三議題 「第5回大会プログラム並びに時間配分・担当者に関する件」では、基本的に昨年と同様とし、次回検討することとした。担当者についてはすでに決定している。

「その他」では、年報定価について、諸般の事情により若干の値上げとなることが報告された。また、体育施設出版より新企画「スポーツの法と医学」の新連載の要請があり、引き受けることとした。執筆者については事務局長が交渉することとした。最後に、次回理事会を一〇月二五日早稲田大学にて開催することを決定し閉会した。

編集後記

来たる一二月二〇日新宿区の早稲田大学国際会議場にて第五回学会大会が開催されます。会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

(N)

塩野谷明（長岡技術科学大学）、斎藤健司（神戸大学）、中村祐司（宇都宮大学）、小林真理（國士館大学）、根保宣行（金沢学院大学）。